

内閣府設置法の一部を改正する法律案要綱

第一 内閣府の所掌事務として、地方公共団体による自主的な選択に基づいて実施されるものとして政令で定める事業又は事務に要する経費に充てるための交付金の配分計画に関することを規定するものとするこ
と。(第四条関係)

第二 この法律は、平成二十三年四月一日から施行するものとする。(附則関係)